

(4) 備品管理の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
財務部 財政課	<p>備品シール等に不備があった。また、備品の実査にあたって、シールではなく備品名をもとに行っていたため、適切なシールが貼られていないことに気が付かなかった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 備品シールが貼付されてなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ・シュレッダー（物品番号120042820000） 2 所属替え前の古い備品シールが貼付されたまま、新しい所属の備品シールが貼付されていなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ・金庫（物品番号120042800000） 	<p>【是正を求めるもの】 備品出納簿との照合を確実にするため、備品シールを貼付されたい。 また、備品の実査に当たっては、正確な照合を行うため、備品シールに基づき確認することとされたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 第74条 2 物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又は出先機関名の表示をしなければならない。</p> </div>	<p>備品の現品確認の上、備品シールを貼付した。</p>
府民文化部 都市魅力創造局 文化課	<p>大阪府は、公益財団法人日本センチュリー交響楽団に対して、センチュリーオーケストラハウスの土地建物を貸し付けているが、オーケストラハウス内に保管されている備品の取扱いについては何ら書面上の取り交わしがなされておらず、紛失等が発生した場合の保管責任についても明確にされていない。</p> <p>【備品台帳上にある保管場所がオーケストラハウスとなっているもの】 ○重要物品…2点（グランドピアノ）、取得価額計 11,296千円 ○備品…37点（アップライトピアノ、CD視聴デスク、金庫、応接セット、グランドピアノ搬入車、ピアノ椅子、戸棚、椅子等）、取得価額計 8,249千円</p>	<p>【是正を求めるもの】 備品の取扱いや保管責任について、貸与・譲渡も含め検討の上、必要な書類を取り交わすことにより明確にされたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【会計事務の手引き】 7 物品の貸付け エ 物品の貸付期間 物品の貸付期間は、1年以内とします。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りではありません。（財務規則第86条） (3) 物品の貸付け事務 ア 物品の貸付けは、物品管理者が「財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例」（以下「財産条例」という。）第6条の規定に基づき決定します。 イ 借用の申請があったときは、貸付け伺書を作成し、物品管理者の決裁を得て出納員の合議を受けます。貸付け伺書には、起案年月日、品名、数量、帳簿価格、貸付料、貸付期間等を記載し、借用申請書、物品貸付契約書案を添付します。 ウ 貸付け伺書決裁後、契約書等を作成します。 エ 物品管理者は物品の貸付けを決定したときは、出納員に貸付けを通知します。</p> </div>	<p>オーケストラハウス内に保管している物品（重要物品及び備品の計39点）のうち、公益財団法人日本センチュリー交響楽団が不要とする物品18点については不要決定（老朽化に伴うもの）を行った。 また、楽団が必要とする物品については、毎年度、物品貸付契約書を締結し、有償貸付けを行うこととした。これにより紛失等が発生した場合の保管責任も明確にした。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容										
芥川高等学校	<p>備品出納簿と現物の照合確認を抽出により行ったところ、備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が確認できないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="575 520 1460 638"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品名</th> <th>当初受入年月日</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備品</td> <td>機械器具類 事務器具類 (パソコン)</td> <td>平成17年7月14日</td> <td>1</td> <td>123,900円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	品名	当初受入年月日	数量	金額	備品	機械器具類 事務器具類 (パソコン)	平成17年7月14日	1	123,900円	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>大阪府財務規則第80条の規定に違反している。</p> <p>現物が存在しない原因を調査の上、備品出納簿を修正するなど、必要な是正処理を行われたい。</p> <p>今後、定期的に備品出納簿と現物の照合確認を行うとともに、廃棄に当たっては不用決定や備品出納簿記載を欠くことのないよう、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>-----</p> <p>【大阪府財務規則】</p> <p>大阪府財務規則 (物品の出納の通知及び帳簿の記載)</p> <p>第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。</p> <p>2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。</p> <p>(1) 備品出納簿(様式第39号)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(不用の決定及び不用品の処分)</p> <p>第87条 知事又は物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p>	<p>該当物品については、平成22年度末に廃棄したが不用決定等の手続を失念していたことが判明したことから、改めて不用決定を行い備品出納簿の修正を行った。</p> <p>物品を廃棄する場合は、事前に必ず担当者に照合確認を行うよう教職員へ周知した。今後は、備品の管理に当たって適正な事務処理に努める。</p>
区分	品名	当初受入年月日	数量	金額									
備品	機械器具類 事務器具類 (パソコン)	平成17年7月14日	1	123,900円									